

のうはんきたくじ かいせつしんせい
45 農繁期託児所の開設申請

昭和14年(1939)

農繁期託児所の開設申請等の様式に関する
 つうちょう たくじしよ えんご
通牒*です。託児所の開設に対し、軍人援護会群
 馬県支部から助成金が交付されることが記さ
 じよせいきん しる
 れています。後に国庫補助がつくようになりま
 こつこほじよ
 した。

*上級機関が所管の機関・職員に対して発する指示の通知

群馬県行政文書「[群馬県報]通牒照会(1月~6月)」
 (A0184A00 475)

市町村長股
 小學校長股
 學務部長

農繁期託児所ニ關スル件
 標記託児所開設方ニ關シテハ既ニ關係方面ニ於テ所期ノ效果ヲ擧グベク御配意中ノコトト存候處之ヲ獎勵助成ノ方法
 並ニ其ノ手續左記ノ通決定相成候條周知ノ上實施ニ付萬遺漏ナキヲ期セラレ度

- 一 助成金
 大略左ノ標準ニ依リ財團法人恩賜軍人援護會群馬縣支部ニ於テ助成金交付セラルベキコト
 イ 新設 新ニ託児所ヲ設置セントスルモノニ對シテハ開所準備及設備費ノ助成トシテ一ヶ所金壹拾圓
 ロ 既設 昨年度ニ於テ開設シ本年度ニ於テモ繼續開設セントスルモノニ對シテハ事業費ノ助成トシテ一ヶ所金貳拾圓
 ハ 給食 給食ヲ行ヒタルモノニ對シテハ事業閉鎖後ノ成績ニ應ジ助成相成ベキコト
 ニ 其他 年二回以上開設ノ場合又ハ成績良好ナル向ニ對シテハ事業閉鎖ノ後成績ニ依リ助成相成ベキコト
- 二 獎勵
 特ニ優秀ナル託児所ニ對シテハ斯道獎勵ノ爲之ヲ表彰スルコトアルベシ
- 三 手續
 イ 新設 第一號様式ノ新設届提出ノコト
 ロ 既設 第二號様式ノ開設届提出ノコト

群馬縣報 第千四百六十四號 昭和十四年五月十六日 (第三種郵便物認可)

群馬縣報 第千四百六十四號 昭和十四年五月十六日 (第三種郵便物認可)

(第三號様式)
 農繁期(季節)託児事業調査表

代表者氏名	位	設置	年	月	日
代表者氏名	位	設置	年	月	日

(既) 農繁期(季節)託児所開設届

- 一 名 稱
- 二 位 置
- 三 經營主體及代表者名
- 四 開設期間
- 五 通所區域及受託兒童豫定數
- 六 從 事 員
- 七 事業開始(創設)年月日及沿革ノ概要及開設回数

右開設候條此段及御届候也

群馬縣知事殿 右代表者 氏 名

群馬縣報 第千四百六十四號 昭和十四年五月十六日 (第三種郵便物認可)

(第一號様式)
 農繁期(季節)託児所新設届

- 一 名 稱
- 二 位 置
- 三 經營主體及代表者名
- 四 開設期間
- 五 通所區域及受託兒童豫定數
- 六 從 事 員

右新設候條此段及御届候也

群馬縣知事殿 右代表者 氏 名

ハ 給食 第二號様式ノ調査表ヲ事業終了後提出ノコト
 ニ 其ノ他 事業終了セルトキハ遺留ナク第三號様式ノ調査表提出ノコト
 四 注意事項
 イ 手續(一)及(二)依ル給食、其ノ他ノ場合ニ於テ助成ヲ受ケントスルトキハ第三號様式記入上ノ注意參照ノ上
 誤等無之様留意ノコト
 ロ 一市町村數ヶ所開設ノ場合第三號様式ニ依ル調査表ヲ一括シテ報告ノ向有之モ右ハ施設別ニ調査表作成ノ上報
 告相成度コト